

# 東京都における文化財庭園の 保存活用計画（共通編）

---

平成29年3月

東京都建設局公園緑地部

# 目次

---

## 例言

### I はじめに

1. 検討の目的 . . . . . 1
2. 検討体制 . . . . . 1
3. 検討の経緯 . . . . . 4

### II 都立庭園の現状

1. 東京都内にある文化財庭園の現状 . . . . . 7
2. 都立庭園の現状 . . . . . 10
  - 2-1 都立庭園の概要 . . . . . 10
  - 2-2 都立庭園の利用状況 . . . . . 15
  - 2-3 都立庭園をとりまく周辺環境 . . . . . 17
  - 2-4 都立庭園の役割 . . . . . 17

### III 都立庭園の課題と保存活用のあり方

1. 都立庭園の課題 . . . . . 19
2. 都立庭園の保存活用のあり方 . . . . . 20
  - 2-1 基本的な考え方 . . . . . 20
  - 2-2 保存のあり方 . . . . . 20
  - 2-3 活用のあり方 . . . . . 20
  - 2-4 整備のあり方 . . . . . 21
  - 2-5 今後に向けて . . . . . 21

### IV 都立庭園の保存活用に関する手続き

1. 管理・保護に関する手続き . . . . . 23
2. 現状変更等に関する手続き . . . . . 24

## 例 言

1. 本計画は、平成 16 年度に東京都建設局公園緑地部が策定し、平成 19 年度と 22 年度に一部改定した「東京都における文化財庭園の保存管理計画」を、社会情勢や関連施策の動向を踏まえ、全面的に改定するものである。
2. 今回の改定では、東京都が管理する文化財庭園（以下、都立庭園と称す。）が抱える課題を踏まえ、今後の保存活用のあり方を示す本計画（「東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）」）を策定し、その後、順次、庭園別の計画（「東京都における文化財庭園の保存活用計画（庭園の文化財指定名称）」）を策定する。
3. 本計画は、都立庭園が抱える課題を踏まえ、より多くの人々に東京に継承された庭園文化を伝える今後の保存活用の方策を示したものである。
4. 本計画は、文化庁文化財部記念物課、東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導・助言を得て、平成 28（2016）年 10 月から「東京都における文化財庭園の保存活用のあり方検討分科会」で議論を重ねたものを、「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会」で審議し、平成 29（2017）年 3 月に、東京都建設局公園緑地部が策定した。
5. 本計画は、概ね 10 年を目途に、状況を踏まえて、改定していくものである。
6. 本計画の策定にあたっては、都立庭園の指定管理者である公益財団法人東京都公園協会の協力を得た。

## 用語の定義

文化財庭園：法令や条例に基づき、名勝等に指定されている庭園を文化財庭園と称している。

都立庭園：東京都が管理する文化財庭園を都立庭園と称している。

## I はじめに

### 1. 検討の目的

江戸の町は、徳川幕府のもとで日本の首都として誕生し、政治・経済・文化の中心として、世界に類を見ない大都市に発展した。参勤交代で江戸に滞在することになった全国 300 余の諸大名が、幕府からの拝領地に上屋敷、中屋敷、下屋敷をつくり、屋敷とともに造られた庭園は 1,000 に上ったといわれている。江戸時代には、こうした大名や社寺、裕福な町人によってつくられた庭園があり、江戸の町は美しい庭園都市であった。

その後、明治維新となり、大名の庭園は施主を失って荒廃し、多くが消滅した。

一方、皇族・華族や豊富な財力をもつ実業家などが、西洋の影響を受けた邸宅と庭園を構え、新たな庭園文化を築いていった。近代に誕生したこれら庭園は、大名の庭園跡に造られたものも多く、江戸時代の庭園は大きな遺産として、東京にある庭園の礎となっている。

現在、東京都内には、文化財保護法など法令や条例に基づき、名勝等に指定されている文化財庭園が 18 件あり、このうち都立庭園は 9 件ある。都立庭園は、国指定の特別名勝をも含んでおり、次世代に継承すべき重要な文化遺産である。

そうした状況を踏まえ、東京都は、都立庭園の保存管理に関して、平成 16 年度に「東京都における文化財庭園の保存管理計画」（以下、「保存管理計画」という。）を策定し、遺構調査など必要な史資料調査を行いながら、各庭園の修復・復元を進めてきた。

一方で、文化庁は、各地で文化財を観光及びまちづくりの中心に据えて活用するなどの社会情勢の変化を受けて、平成 27 年 3 月に「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告」を作成した。これは、文化財庭園の「保存管理計画」を「保存活用計画」とし、「保存」とともに「活用」にも重点化を図る方針を明確に示したものである。

東京都は、こうした動向を踏まえ、従来の「保存」に加え、「活用」を重要な柱として「保存活用計画」を策定していくこととした。

今回の改定では、都立庭園に関する保存活用の基本的な考え方を、「東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）」（以下、「保存活用計画（共通編）」という。）とし、庭園の特色を踏まえた保存活用の方策を「東京都における文化財庭園の保存活用計画（庭園の文化財指定名称）」（以下、「保存活用計画」という。）として策定することとした。

保存活用計画（共通編）では、東京都内にある文化財庭園を俯瞰しつつ都立庭園を対象として、共通する課題や保存活用に関する基本的な考え方を示すものとしてまとめた。

### 2. 検討体制

本計画の検討体制としては、外部有識者から成る「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会（以下、専門委員会という。）」のもとに「東京都における文化財庭園の保存活用のあり方検討分科会（以下、分科会という。）」を設け、分科会で議論を重ねたものを、専門委員会で審議した。本計画及び保存活用計画は、東京都建設局公園緑地部が策定するものである。

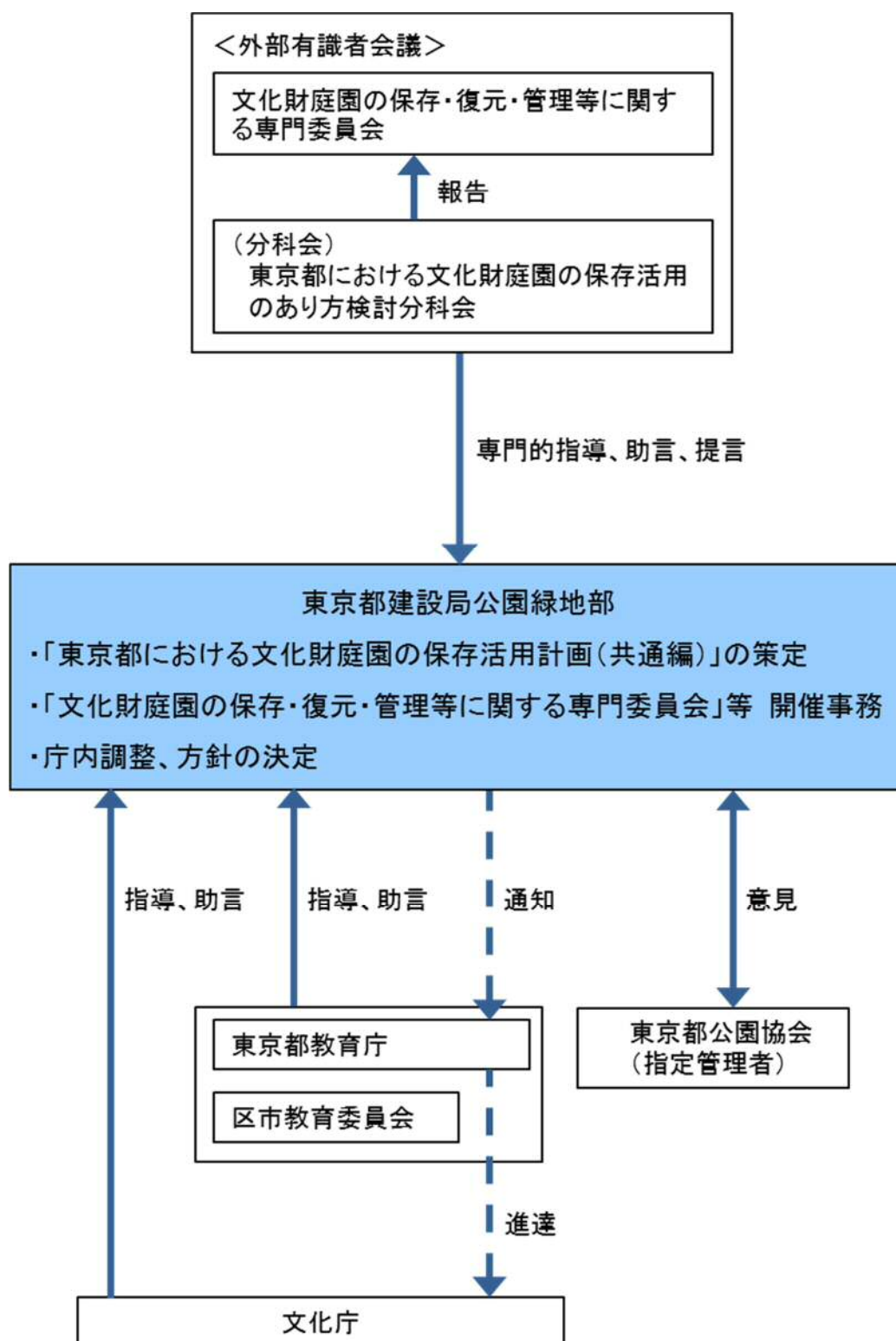


図 1 - 1 検討体制図

## 文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会委員

## 専門委員

(五十音順)

氏名	現職	摘要
進士 五十八	福井県立大学学長 東京農業大学名誉教授	委員長
亀山 章	東京農工大学名誉教授	副委員長
河東 義之	前千葉工業大学教授	
龍居 竹之介	一般社団法人日本庭園協会名誉会長	
谷川 章雄	早稲田大学教授	
樋渡 達也	武蔵野文化協会理事長	
藤井 恵介	東京大学大学院工学系研究科教授	

## 助言指導者

氏名	現職
平澤 毅	文化庁文化財部記念物課文化財調査官
青木 達司	文化庁文化財部記念物課文化財調査官
伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理 (埋蔵文化財担当)
原 眞麻子	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理 (文化財保護担当)
地元区市教育委員会 文化財担当職員	

## 事務局

東京都建設局公園緑地部公園建設課

## 東京都における文化財庭園の保存活用のあり方検討分科会委員

## 専門委員

(五十音順)

氏名	現職	摘要
栗野 隆	東京農業大学准教授	
小野 良平	立教大学教授	
亀山 章	東京農工大学名誉教授	座長
龍居 竹之介	一般社団法人日本庭園協会名誉会長	
樋渡 達也	武蔵野文化協会理事長	

## 助言指導者

氏名	現職
伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理 (埋蔵文化財担当)

## 事務局

東京都建設局公園緑地部公園建設課

### 3. 検討の経緯

東京都は、昭和 62・63 年度に庭園の現況を調査し、平成元年から外部有識者とともに都立庭園の保存管理について検討してきた。

平成 2 年 3 月には、文化庁の「文化財保護審議会第三専門調査会名勝部会」にて、都立庭園の保存・復元・管理等に関する報告を行い、平成 3 年 12 月には、更に検討を進めるために、外部有識者による専門委員会を設置し、各庭園の保存や復旧、復元等の検討に着手した。

その後、東京都は、文化庁から保存管理計画の策定に関する助言を受け、平成 16 年度に保存管理計画を策定した。平成 19 年度と 22 年度に指定の変更に合わせて一部改定を行いつつ、着実に各庭園の保存や修復、復元事業を進めてきた。

一方、文化庁は、各地で文化財を観光及びまちづくりの中心に据えて活用するなどの社会情勢の変化を受けて、平成 27 年 3 月に「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業」を策定した。これは、文化財庭園の「保存管理計画」を「保存活用計画」と改定し、「保存」とともに「活用」にも重点化を図る方針を明確にしたものである。

東京都は、こうした社会情勢の変化や関連施策の動向を踏まえ、従来の「保存」に加え、「活用」を重要な柱とし、「保存管理計画」を「保存活用計画」と称して改定していくこととした。

この改定では、都立庭園に関する保存活用の基本的な考え方を、保存活用計画（共通編）とし、各庭園の特色を踏まえた保存活用の方策は庭園別の保存活用計画として策定することとした。本計画は、分科会にて 3 回にわたって議論を重ねたものを、専門委員会で審議し、平成 29 年 3 月に東京都建設局公園緑地部が策定した。

#### 文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会 開催経過

開催日	主な開催内容
昭和 62・63 年度	国指定文化財庭園の保存・復元・管理等に関する調査
平成元年 12 月 7 日	文化財庭園の保存・復元・管理等に関する検討委員会 設置
平成 2 年 3 月 2 日	文化庁「文化財保護審議会第三専門調査会名勝部会」にて「国指定文化財庭園の保存・復元・管理等に関する調査」の概要を説明
平成 2 年 5 月 15 日	文化財庭園の保存・復元・管理等に関する計画 決定
平成 3 年 12 月 2 日	文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会 設置
平成 16 年 1 月 19 日	平成 15 年度第 2 回専門委員会開催 「東京都における文化財庭園の保存管理計画」(案)の策定について
平成 16 年 4 月 26 日	平成 16 年度第 1 回専門委員会開催 「東京都における文化財庭園の保存管理計画」の策定について
平成 16 年 6 月 30 日	「東京都における文化財庭園の保存管理計画書」文化庁長官への提出 (16 建公建第 122 号)
平成 19 年 5 月 29 日	平成 19 年度第 1 回専門委員会開催 旧古河氏庭園に関する保存管理計画策定について 現行の保存管理計画に関する修正について

開催日	主な開催内容
平成 19 年 10 月 25 日	「東京都における文化財庭園の保存管理計画」第1回改定 旧古河氏庭園追加 文化庁長官へ提出(19 建公建第 204 号)
平成 22 年 3 月	平成 21 年度第1回専門委員会開催 「東京都における文化財庭園の保存管理計画」改定の進め方
平成 28 年 10 月 21 日	平成 28 年度第3回専門委員会開催 東京都における文化財庭園の保存活用のあり方検討分科会の設置
平成 29 年 2 月 9 日	平成 28 年度第5回専門委員会開催 「保存活用計画(共通編)」(案)について
平成 29 年 3 月 16 日	平成 28 年度第6回専門委員会開催 「保存活用計画(共通編)」の最終報告について

**東京都における文化財庭園の保存活用のあり方検討分科会 開催経過**

開催日	主な開催内容
平成 28 年 11 月 30 日	第 1 回分科会開催 分科会報告の目次案、検討対象の範囲等について
平成 29 年 1 月 18 日	第 2 回分科会開催 分科会報告の目次と内容、検討対象の範囲について 「保存活用計画(共通編)」の作成について
平成 29 年 2 月 22 日	第 3 回分科会開催 専門委員会への最終報告と今後のスケジュールについて 「保存活用計画(共通編)」(案)について





## II 都立庭園の現状

### 1. 東京都内にある文化財庭園の現状

東京都内には文化財庭園が、平成 29 年 3 月現在、18 庭園ある。これら文化財庭園は、表 2-1 のとおり、造られた時代が異なり、その庭園の成り立ちや特色によって、文化財の指定の種別や指定の経緯が異なる。

東京都内にある文化財庭園は、江戸時代の諸大名や裕福な町人、大きな社寺が造った庭園が 6 件、明治時代以降に、皇族・華族や豊富な財力を持つ実業家などが造った庭園が 12 件と、作庭された時代によって大きく 2 つに分けられる。

これらを、現在の所有・管理者で分ければ、東京都が 9 件、区が 3 件、社寺が 2 件、公益財団法人等の団体が 4 件であり、現在では公共の庭園が多いことが特徴といえる。

また、都内にある文化財庭園は、図 2-1 文化財庭園の位置図に示すように、江戸時代は江戸城を中心とした城下に集中し、明治時代以降は、交通網の発達等により、殿ヶ谷戸庭園のように郊外にも広がった。江戸の町は、江戸城を中心としたまちづくりによって発展し、徳川幕府のもとで、生活に必要な水源確保のための上水や溜池の整備など、大規模な土木工事が行われた。これにより、大名屋敷に豊富な水が引き込まれ、大泉水を中心として橋や御茶屋、築山を巡って水景を楽しむ回遊式庭園がつけられた。

その後、明治維新となり、庭園の所有者が、皇族・華族や豊富な財力を持つ実業家などに替わり、更に近代の庭園は、西洋の影響を受けた邸宅と一帯の庭として、地形を活かした芝庭や整形された西洋風の植栽など新しい庭園文化が築かれていった。

常に、政治・経済・文化の中心地であった東京は、大都市に発展し、その都市圏域も郊外へと広がった。これら庭園の文化財としての指定の歴史は、大正 8（1919）年の史蹟名勝天然記念物保存法の公布以降、表 2-1 に示すとおり、大正 12（1923）年 3 月の小石川後樂園から始まり、平成 29（2017）年 3 月の横山大観旧宅及び庭園まで続いてきている。

各文化財庭園の指定の歴史は様々であり、旧古河氏庭園や殿ヶ谷戸庭園のように一度、都指定となり、その後、国指定に変更された庭園もある。江戸時代に造られた庭園の多くが昭和までの比較的早い時期に指定され、明治以降の庭園が、平成以降に多く指定されている。

近年、こうした文化財庭園では、その価値について議論され、議論を踏まえた保存や修復、復元等の整備が進められてきた。

東京都は、都内の文化財庭園の中でも早くからこうした取り組みを進めてきており、旧浜離宮庭園では昭和 57・58 年度に中島の御茶屋の復元、小石川後樂園や六義園では平成 5 年度から外周塀の修復など、庭園の景観の復元に努め、各庭園の価値の顕在化を図ってきた。

都立庭園以外の文化財庭園においても、保存や修復、復元等が行われている。旧朝倉文夫氏庭園では平成 21 年から 26 年度まで耐震補強及び保存修復、旧安田庭園では平成 28 年度に樹木整理や塀の補修等、伝法院庭園でも樹木整理や護岸修復等が実施された。これら以外でも東京都内にある文化財庭園では、庭園管理者と文化財等の関係部署、地元自治体や地域が連携し、保存や復旧、復元等が着実に進められてきている。

東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）

表2-1 東京都内にある文化財庭園一覧

NO	文化財名称	指定年月日	作庭時期	管理者
1	小石川後樂園	(国指定) 大正 12 年 3 月 7 日 史蹟及び名勝 (国指定) 昭和 12 年 5 月 15 日 追加指定、一部解除 (国指定) 昭和 27 年 3 月 29 日 特別史蹟及び特別名勝	江戸初期	都
2	六義園	(国指定) 昭和 15 年 8 月 30 日 名勝 (国指定) 昭和 28 年 3 月 31 日 特別名勝 (国指定) 平成 12 年 9 月 6 日 追加指定	江戸中期	都
3	旧浜離宮庭園	(国指定) 昭和 23 年 12 月 18 日 名勝及び史蹟 (国指定) 昭和 27 年 3 月 29 日 追加指定 (国指定) 昭和 27 年 11 月 22 日 特別名勝及び特別史蹟	江戸中期	都
4	堀切菖蒲園	(葛飾区指定) 昭和 52 年 3 月 19 日 名勝	明治	葛飾区
5	向島百花園	(国指定) 昭和 8 年 2 月 28 日 名勝（第二類） (国指定) 昭和 31 年 1 月 23 日 指定解除 (国指定) 昭和 53 年 10 月 13 日 名勝及び史蹟	江戸後期	都
6	清澄庭園	(都指定) 昭和 54 年 3 月 31 日 名勝	明治	都
7	旧芝離宮庭園	(国指定) 昭和 8 年 11 月 2 日 史蹟指定（舊芝離宮址） (国指定) 昭和 23 年 6 月 29 日 指定解除（明治天皇聖蹟） (国指定) 昭和 54 年 6 月 25 日 名勝	江戸初期	都
8	旧古河氏庭園	(都指定) 昭和 57 年 8 月 4 日 名勝 (国指定) 平成 18 年 1 月 26 日 名勝	大正	都
9	旧安田庭園	(都指定) 平成 8 年 3 月 18 日 名勝	明治	墨田区
10	殿ヶ谷戸庭園（随宜園）	(都指定) 平成 10 年 3 月 13 日 名勝 (国指定) 平成 23 年 9 月 21 日 名勝	大正	都
11	旧安田楠雄邸庭園	(都指定) 平成 10 年 3 月 13 日 名勝	大正	日本ナショナルトラスト
12	旧岩崎家住宅（東京都台東区池之端一丁目）	(国指定) 昭和 36 年 12 月 28 日 重要文化財（主屋、撞球室） (国指定) 昭和 44 年 12 月 18 日 重要文化財（洋館、附・袖塀、撞球室、大広間） (国指定) 平成 11 年 3 月 11 日 重要文化財（洋館、撞球室、大広間、附・洋館北面袖塀・煉瓦塀・実測図、宅地）	明治	都
13	旧岩崎邸庭園 ※国際文化会館を示す。	(港区指定) 平成 17 年 10 月 25 日 名勝	昭和	国際文化会館
14	旧朝倉文夫氏庭園	(国指定) 平成 20 年 3 月 28 日 名勝	昭和	台東区
15	伝法院庭園	(国指定) 平成 23 年 9 月 21 日 名勝	江戸初期	浅草寺
16	懐徳館庭園（旧加賀藩主前田氏本郷本邸庭園）	(国指定) 平成 27 年 3 月 10 日 名勝	明治	東京大学
17	題経寺邃溪園	(都指定) 平成 28 年 3 月 11 日 名勝	昭和	題経寺
18	横山大観旧宅及び庭園	(国指定) 平成 29 年 2 月 9 日 史蹟及び名勝	昭和	横山大観記念館

※文化財庭園の並びは、指定年月日の古い順とする。ただし、変遷がある場合は文化財種別が定まった時点とする（下線記載）。

※このほかに、国指定の登録記念物（名勝地関係）として、牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）、国立西洋美術館園地、菊池氏茶室（礪居）庭園がある。

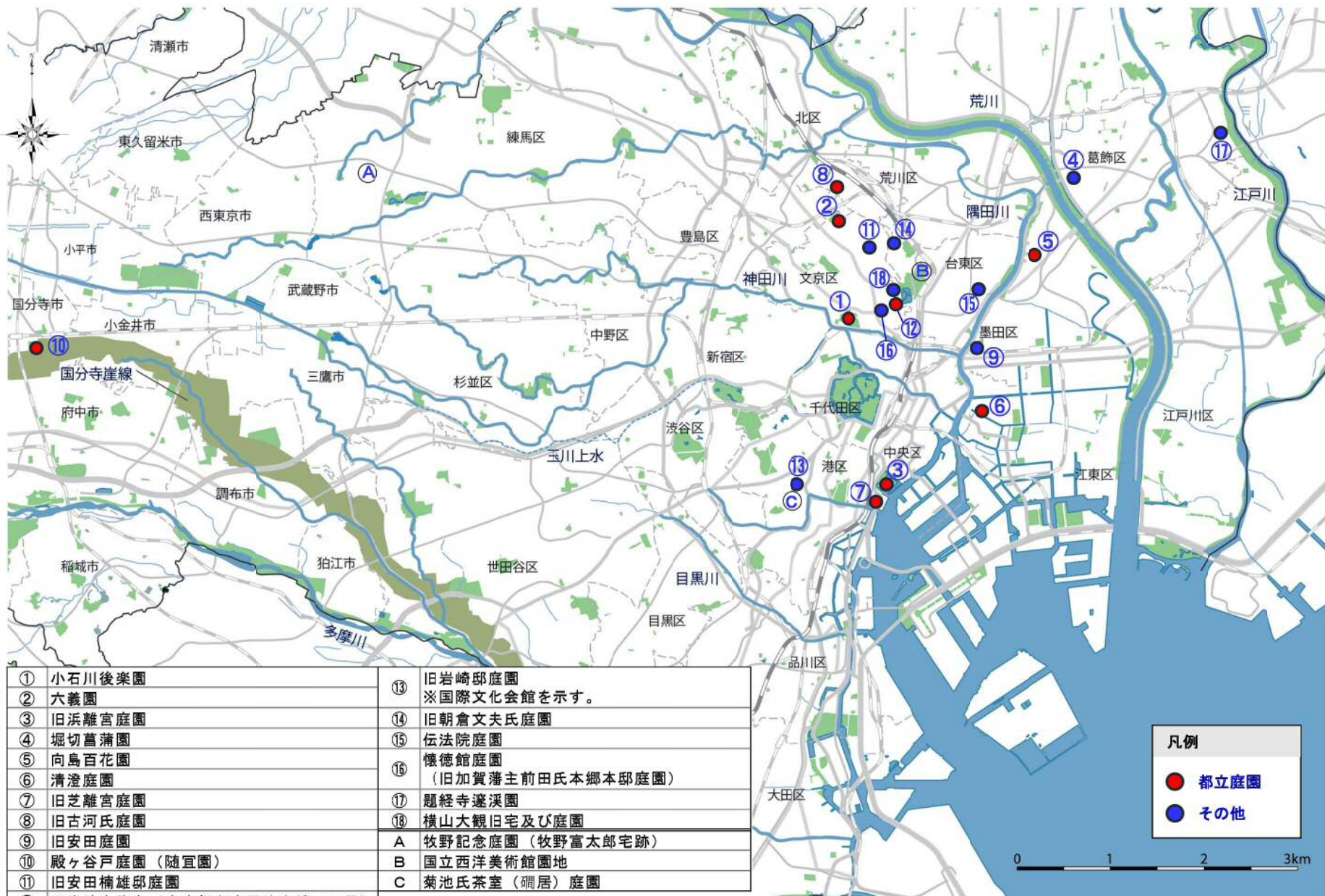


図2-1 文化財庭園の位置図

## 2. 都立庭園の現状

---

### 2-1 都立庭園の概要

---

都立庭園は、平成 29 年 3 月現在、9 庭園ある。そのうち、江戸時代に誕生した大名の庭園が、小石川後楽園、六義園、旧浜離宮庭園、旧芝離宮庭園の 4 件、江戸時代の裕福な町人の庭園が、向島百花園の 1 件、明治・大正以降の近代の庭園が、旧岩崎家住宅（東京都台東区池之端一丁目）、清澄庭園、旧古河氏庭園、殿ヶ谷戸庭園（随豆園）の 4 件ある。

都立庭園は、図 2-1 から分かるように、そのほとんどが都心に位置し、臨海部や隅田川沿いの河川低地、本郷台地周辺等に分布しており、海や河川から水を引き込みやすい低地や上水によって水源を確保できる台地上など、立地の特性を活かして造られている。

また、向島百花園は、行楽地であった向島地区にあり、殿ヶ谷戸庭園は、大正以降の交通網の発達等により、郊外に誕生したものである。

作庭の経緯や立地の違いから、様々な特色をもつ都立庭園の概要を、以下に示す。

#### (1) 小石川後楽園

小石川後楽園は、江戸時代初期に水戸徳川家の初代藩主頼房によって江戸の屋敷（後に上屋敷）に作庭され、2 代藩主の光圀の代に完成した。明治 2 年に陸軍の所管となり、大正 12 年 3 月に史蹟及名勝に指定された。その後、昭和 11 年に東京市に管理が移され、昭和 13 年に公開された。本園は、池泉を中心とする回遊式庭園で、明の儒者である朱舜水の意見を取り入れ、随所に中国の名所を模した景観を配し、中国趣味豊かなものになっている。

#### (2) 六義園

六義園は、江戸時代に 5 代将軍徳川綱吉から与えられた地に、柳沢吉保が 7 年の歳月をかけて作庭した回遊式庭園である。吉保の文学的造詣の深さを反映し、和歌の趣味を基調とした繊細で温かな庭園である。明治 11 年に岩崎彌太郎が取得した後、昭和 13 年に岩崎家から東京市に寄付され、公開された。

#### (3) 旧浜離宮庭園

旧浜離宮庭園は、広大な潮入の池と 2 つの鴨場をもつ江戸時代の将軍の唯一の庭であり、かつて浜御殿と呼ばれた。明治 2 年には近代日本最初の迎賓施設である「延遼館」が造られ、翌年には宮内省所管（一部、延遼館周辺のみ外国官の所管）となり、長らく離宮とされた。

宮内省から昭和 20 年に東京都に下賜され、翌 21 年に公開された。近年、潮入りの池周辺に松の御茶屋、燕の御茶屋など趣の異なる御茶屋が復元されており、御亭山など築山を回遊しながら移り変わる水景を觀賞することができる。

#### (4) 向島百花園

向島百花園は、江戸の町人文化が開花した江戸時代後期に作庭された。花の咲く草木の觀賞を中心とした民営の花園として造られ、一貫して個人の所有する庭園であったが、昭和 13 年に東京市に寄付され、翌 14 年に公開された。

### (5) 旧芝離宮庭園

旧芝離宮庭園は、小石川後樂園とともに江戸初期に造られた大名の庭園である。老中大久保忠朝が4代将軍家綱から拝領した土地を埋め立てて作庭した。幕末には、紀州徳川家の芝御屋敷、明治4年には有栖川宮家の所有となり、大正13年に皇太子（後の昭和天皇）の御成婚記念として東京市に下賜され、整備された後、同年4月に公開された。

### (6) 清澄庭園

清澄庭園は、享保年間には下総国関宿藩主久世大和守の下屋敷であったが、岩崎彌太郎が、明治11年に荒廃していたこの土地を、社員の慰安や貴賓を招待する場所として買い取り、明治13年に一応の竣工をみた。関東大震災で大きな被害を受けたが、大正13年に、岩崎家から東京市に被害の少なかった東側半分が寄付され、昭和7年に公開された。大泉水を中心に、全国から取り寄せた名石を配して造られた回遊式庭園である。

### (7) 旧岩崎家住宅（東京都台東区池之端一丁目）

旧岩崎家住宅は、明治29年に岩崎家の本邸として建て、現存するのは、洋館・撞球室・和館の一部である。戦後、連合国軍に接收され、平成6年に文部科学省に移管された後、東京都の管理になり、平成13年に公開された。洋館・撞球室は、英国人ジョサイア・コンドルの設計であり、邸宅建築の傑作といわれ、国の重要文化財に指定されている。その庭園は、芝庭をもつ明治期の庭園の姿の一端を今に伝える。

### (8) 旧古河氏庭園

旧古河氏庭園は、明治の元勳陸奥宗光の邸宅であったが、宗光の次男が古河家の養子となったことで古河家の所有となった。戦後、国に所有権が移ったが、地元の要望などにより東京都が国から無償で借り受け、昭和31年に公開された。洋館と洋風庭園は、英国人ジョサイア・コンドルの設計、日本庭園は、京都の庭師七代目小川治兵衛の手による。現存する数少ない大正初期の庭園の姿を今に伝える。

### (9) 殿ヶ谷戸庭園（随宜園）

殿ヶ谷戸庭園は、大正2年から4年に江口定條の別荘として整備され、昭和4年には岩崎彦彌太の別邸となった。武蔵野台地の段丘崖を巧みに利用した庭園であり、崖上には明るい芝生地、崖下には湧水を利用した林と竹林がある和洋折衷の庭園である。昭和40年代の開発計画に対して起こった住民運動が発端となり、昭和49年に東京都が岩崎家から買収し、整備された後、昭和54年に公開された。

以上の都立庭園の所有と開園の変遷を、図2-2に示す。

都立庭園の管理は、長らく東京都が直営で行っていたが、平成9年、財団法人東京都公園協会に全ての管理業務を業務管理委託した。その後、地方自治法の改正を受けて、平成18年度から全都立庭園で指定管理者制度を導入し、現在は、都立庭園9庭園を一つのグループとして統括的に公益財団法人東京都公園協会が管理している。



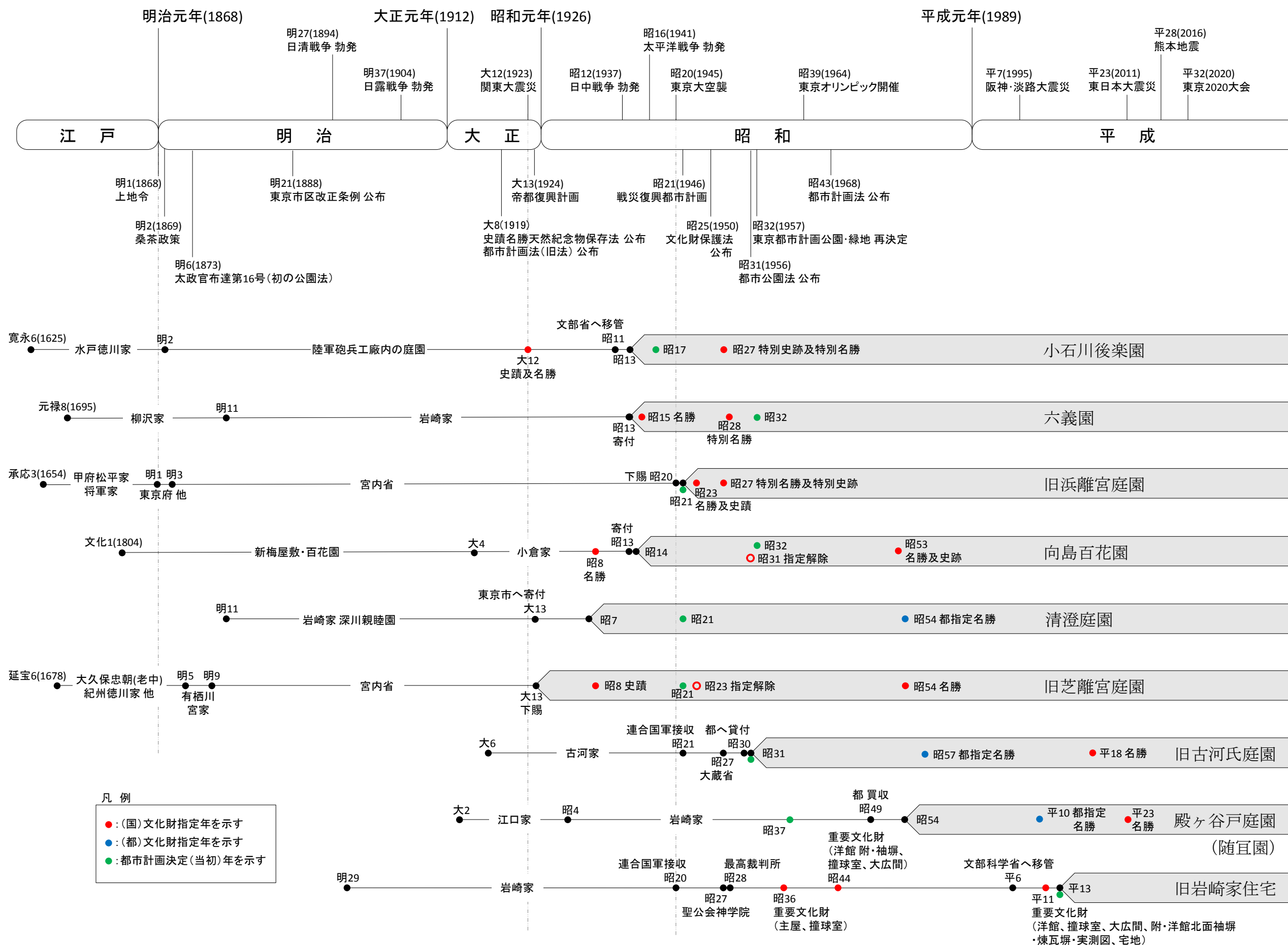


図2-2 都立庭園の変遷





## 2-2 都立庭園の利用状況

都立庭園の来園者数は、図 2-3 のように、多少の増減はあるものの増加傾向にある。

このような来園者数の推移の中で、極端に多かった時期は、昭和 47 年度から 53 年度の無料化の期間である。この期間は、都民が緑に親しむ機会を増やす目的で、有料公園を全て無料化したことで、来園者が急激に増え、都立庭園の利用の仕方に変化が生じた。家族連れや学生等の若年層が、芝生地の中でくつろぐ姿が増え、芝生や植栽、施設等の維持管理が難しく、庭園は著しく荒廃した。

再び有料化された昭和 54 年度は前年の 6 割近くまで来園者数が落ち込み、以後久しく低迷していたが、平成 13 年度の旧岩崎家住宅の一部開園や六義園等でのライトアップや、様々な利用促進の取組みにより、平成 14 年度には、庭園全体の年間来園者数は 200 万人を超え無料化の時期と同程度となった。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による来園者数の落ち込みが一時的に見られたが、翌年には回復した。更に、近年、旧浜離宮庭園や小石川後樂園等では、インバウンド需要による外国人来園者数の伸びが大きく、平成 27 年度は都立庭園全体で約 27 万人にのぼり、同年の全都立庭園の年間来園者数 300 万人の約 1 割を占めている。

外国人が来園者に占める割合は、旧浜離宮庭園が最も大きく、年間約 74 万人の来園者に対して約 14 万人が外国人とされ、約 2 割を占める。

来園者数は全庭園で増加傾向にあり、国内の利用者も増加傾向にある。現在の来園者数は、庭園の荒廃が問題となった無料化の時期をはるかに超えているが、来園者のマナーの向上もあり、荒廃は限定的である。シダレザクラやバラ等のシーズンは、オーバーユースとなり、庭園入口には行列が発生するなど静かな環境で庭園を楽しむことが困難となる。こうした時季や時間帯による来園者の動向を詳細に把握し、今後のオーバーユース対策の検討につなげていく必要がある。

都立庭園の来園者数に大きな影響を与えるのは、以前のような週末の天候、桜やバラの開花とそれに関するメディアの放映によるものだけではなくなってきた。SNS 等を使った花の開花状況や催事等のタイムリーな情報、海外からのインバウンド客の増減等が変動の大きな要因となっている。

海外からの観光客や国内の利用者は、今後、さらなる増加が見込まれる。都立庭園においては、文化財庭園にふさわしい観賞が可能な空間を今後も維持していくために、空間当りの滞在人数等を検証しながら、社会情勢等に応じて、柔軟で適切な管理運営を進めていく。

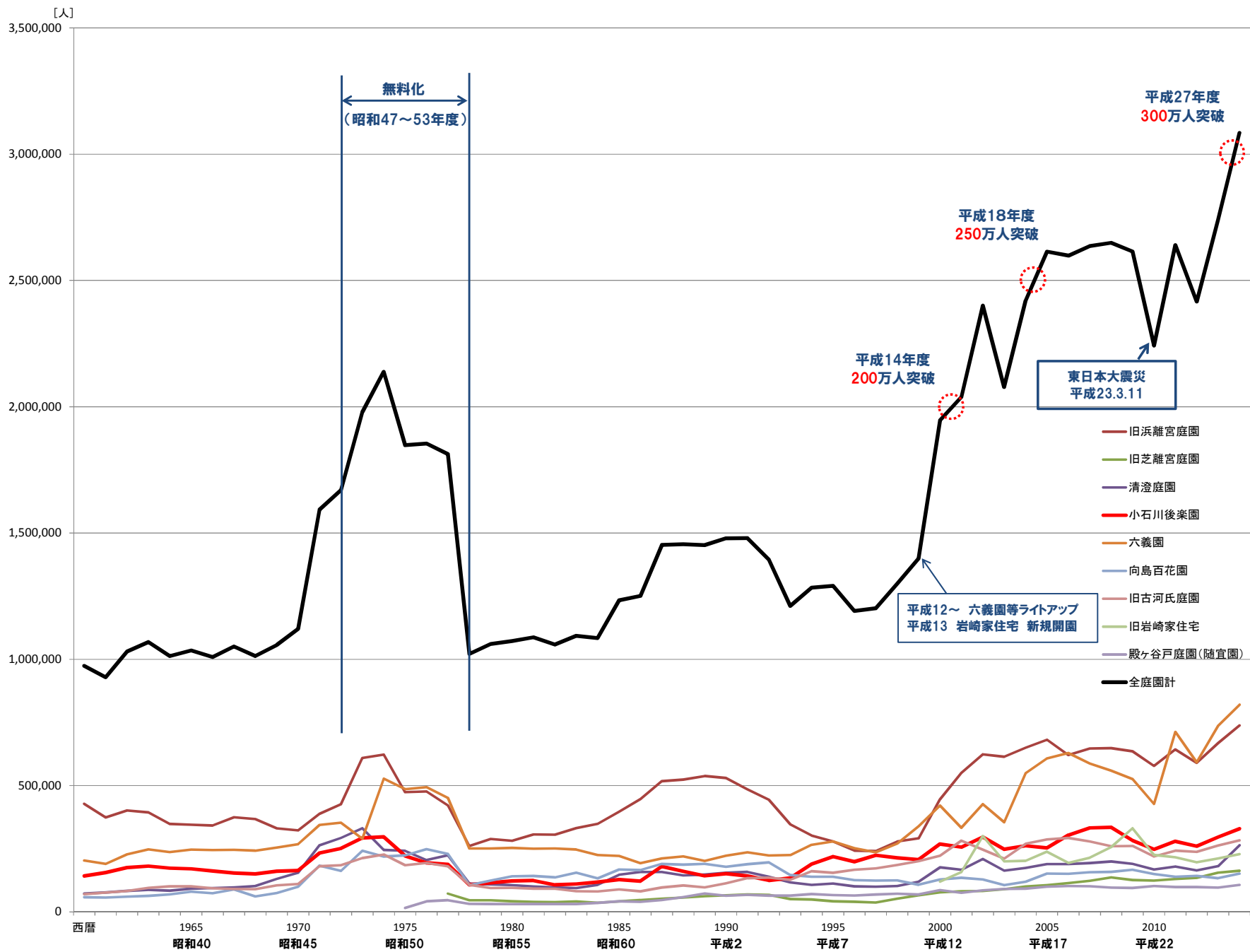


図2-3 都立庭園の来園者数の推移

### 2-3 都立庭園をとりまく周辺環境

---

1960年代以降、首都高速道路の整備、都市再開発事業などにより、都立庭園の周辺では高層ビルが誕生し、庭園からの眺望は大きく変化した。こうした眺望の変化は、庭園が江戸時代には有していた園外の景観の眺望の魅力を消滅させたことも事実である。

旧浜離宮庭園周辺では、昭和61（1986）年に汐留貨物駅の廃止、平成7（1995）年には汐留の都市再開発事業が始まり、平成16（2004）年に旧浜離宮庭園の西側に近接して高層ビルが建ち並んできた。この結果、本園の富士見山や御亭山から西方に富士山を望むことはできなくなった。

都立庭園周辺などの歴史的景観を有する地区については、スカイラインやグリーンベルトの消滅を極力防止し、景観阻害となるような色彩の工作物等や高層建築物に対する取組が急務となっていた。

こうした中、東京都は、今後の都市づくりに秩序ある美しい景観を創出するため、平成19（2007）年4月に「東京都景観計画―美しく風格のある東京の再生―」を策定した。計画の中では、良好な景観形成に重点的に取り組む必要がある地区を「景観形成特別地区」とし、都立庭園の外周線から概ね100～300mの範囲は「文化財庭園等景観形成特別地区」に指定されることとなった。これにより、文化財庭園等の眺望が保全されるよう、当該庭園の周辺で計画される建築物等やそれらの色彩等を適切に誘導することとした。

今後も都立庭園周辺では、新たな都市再開発が予想される。東京都は、庭園管理者として、庁内関係部署や地元自治体とともに本制度の主旨を踏まえた景観誘導に努め、都市と庭園とが互いに価値を高めあう方策の実現に向け、連携して取り組みを進めていく。

また、都立庭園を取り巻く周辺環境への影響には、高層ビルや高架道路による日照障害、ビル風、土壌の乾燥、地下水脈の分断、地下水位の変動などがある。これらの問題が生じないように庁内関係部署や地元自治体とともに取り組む必要がある。

### 2-4 都立庭園の役割

---

都立庭園は、本来、歴史的な価値、文化的な価値、都市の環境の保全、防災拠点としての価値、レクリエーションや観光資源としての価値など、多様な価値を有している。

土地の高度利用や開発が進む首都東京において、文化財庭園は、貴重な文化遺産であるとともに重要な観光資源であり、地域での連携を深め、さらなる機能の発揮が期待されている。

また、都立庭園は何世紀にも渡って変わることのない地域のアイデンティティとなっている。

変化が著しい首都東京の中で、変わることなく同じ場所、同じ姿で存在し続けていることが、文化財庭園の価値の真髄である。こうした文化財庭園の保存には、地元区市や都民の庭園に対する理解が不可欠である。都市の街並みが変化し続けるなかで、都立庭園の存在が地域に与える価値を適切に評価し、今後も地域とともに、各庭園の特色を活かした戦略的な保存活用を進めていき、都民の庭園事業に対する理解と共感を得ていく。

東京都は、多様な価値をもつ都立9庭園を統括的に管理し、その管理経験や活用方策を活かして、都内の文化財庭園の保存活用を先導する役割を、引き続き主体的に果たしていく。



## Ⅲ 都立庭園の課題と保存活用のあり方

### 1. 都立庭園の課題

東京都は、都立庭園の文化財としての価値を保存し、継承していくことを目的として、課題を整理し、今後の保存活用の方策につなげていく。

#### ① 生きている文化財の保存と活用の均衡

フィレンツェ歴史的庭園憲章（1982年）に定義されるとおり、庭園は「生きている記念物」である。それ故に、保存と活用の均衡が崩れれば、庭園としての価値を失う恐れがある。

#### ② 都市開発との調整

庭園周辺での都市開発は、庭園周辺の景観を変え、庭園からの眺望や園内の視点場からの景観に影響が生じる。名勝庭園の本質的価値の低下につながる懸念があり、開発事業者との事前協議による慎重な検証が必要となる。

#### ③ ユニバーサルデザイン

庭園内の園路や施設等の段差に関して、全てをバリアフリー化することは作庭意図を壊し、庭園としての価値を損ねる懸念がある。多言語の表示なども景観上支障となることもあり、庭園の本質的価値を踏まえた慎重な対応とデザインの検討が必要となる。

#### ④ 都立庭園での体験型プログラム

庭園を訪れた人々が、日本の文化やその庭園をより深く知るのに効果的な史実を踏まえた体験型のプログラムが少なく、園内に体験ができる常設の施設が乏しい。

#### ⑤ 次世代への日本の庭園文化の教育普及

都立庭園は、その成り立ちから、江戸・東京の政治、社会、文化史などの歴史を総合的に学べる生きた史料である。人々が実際に現地を訪れ、歴史を体感することが必要不可欠である。

庭園等を訪れる機会が少ない次世代には、庭園を総合的な学習の場として活用することにより、より効果を期待できる。

#### ⑥ 日本庭園の維持管理技術の継承

都立庭園では、不特定多数の来園者に配慮しつつ、休園日もなく維持管理を行う必要がある。

作業の効率性や安全性が求められる中、植物等の個々の状況に応じ、手仕事を中心としたきめ細かな管理となる日本庭園の維持管理レベルの維持は難しく、そういった管理技術は景観上重要な一部の要素で実践することなどを試みる。

## 2. 都立庭園の保存活用のあり方

---

### 2-1 基本的な考え方

---

都立庭園は、都民の貴重な財産である。

都立庭園のもつ文化遺産としての価値を把握し、その貴重な財産を文化財保護法等の法令に従って、永く継承していくためには、①作庭意図の尊重、②日本庭園技術の継承が重要であり、この認識を都立庭園の保存活用に係る者全てに共有し、徹底する。その際には、庭園を作品として保護するとともに、歴史的な証拠として保護することも重要である。

#### ① 作庭意図の尊重

庭園の作庭意図の尊重のためには、文献・古絵図・古写真・古地図・遺構などの史資料を広範に収集・分析し、歴史的な経緯や内容を把握し、理解を深めたうえで、保存活用を行う。

庭園の特性や作庭意図を踏まえつつ、庭園の価値を保全し、高めるために適切な作業を選び、実施する。維持管理作業は記録し、後世の管理のために保存する。

#### ② 日本庭園技術の継承

作庭意図の継承には、日本庭園技術の継承が不可欠である。

都立庭園の維持管理作業を通じて技術が継承されるよう、関係者すべてが努力する。

### 2-2 保存のあり方

---

#### ① 都立庭園の価値を適切に保存する。

都立庭園には、それぞれに個性がある。各庭園の歴史的変遷や作庭意図の把握と継承、本質的価値の保全に努める。そのためには、本計画の考え方の適切な適用と応用が必要である。

#### ② 園内からの景観に関しては、庭園としての価値の担保に努める。

園内からの景観の保全に当たっては、法令等に基づき、関係部署と協力して、適切な誘導を行う。その際には、庭園管理者の考え方や意見等を明確に伝えることが重要となる。

#### ③ 多様な来園者に対して、安全に配慮した保存とする。

現代の庭園利用者に適した安全管理に努める。現代の庭園利用者には、様々な障害をもつ人々や異なる文化の人々がいる。それらすべての人々にとって安全な利用が確保できるよう努める。

### 2-3 活用のあり方

---

#### ① 来園者が庭園の価値を理解するために、追体験手法を交えた多彩な活用手法に取り組む。

庭園の価値を理解し、体験できるよう、多彩な活用を考案し、提供する。解説は双方向性を持たせ、庭園の価値を理解するために、追体験手法なども交えて多様で多彩なサービスを

### Ⅲ 都立庭園の課題と保存活用のあり方

提供する。また、地域の魅力やアイデンティティが、庭園観賞の楽しさを更に深めるよう、地域の人々との連携や協働に努める。

#### ② 都立庭園の魅力を次世代に伝えていく。

都立庭園の魅力を伝えていくには、人々が実際に庭園を訪れ、現地で行われる普及啓発が極めて重要である。特に、次世代が庭園を訪れる機会を設けるなど、文化財庭園を引き継ぐ次の世代にその価値を理解してもらうための多彩な試みがなされるべきである。

#### ③ 日本庭園技術の継承と人材の育成の場としての役割を担う。

都立庭園は、日本庭園技術の継承の場としてふさわしい。そのため、現場での実際の作業は、そのまま「庭園の景」としても来園者に映るよう、所作、服装等には十分な配慮を行う。

## 2-4 整備のあり方

---

#### ① 整備は、庭園の価値を保存するとともに、高めることを基本として行う。

修復・復元等の整備は、その後の保存活用も計画して行うことで、庭園の価値を高める。

#### ② 庭園施設の整備は、文化財庭園にふさわしい内容で進める。

本計画を踏まえ、文化庁ほか関係部署や外部有識者と協議を重ね、各庭園にふさわしい保存や修復、復元等の整備を進める。

#### ③ 庭園の価値の保存との均衡に配慮し、庭園利用者の満足度を高める庭園整備を行う。

庭園の価値の保存との均衡に配慮し、様々な障害をもつ人や異なる文化の人などすべての人々に対して、快適で安全なサービスを提供し、満足度を高めるために必要な整備に努める。

#### ④ 従来の伝統的な材料を用いて、修繕・復元等の整備に努める。

庭園施設の整備は、文化庁ほか関係部署や外部有識者と協議を行い、可能な限り、文化財庭園にふさわしい整備手法や材料を調達して行い、都立庭園の真正性の保存に努める。

## 2-5 今後に向けて

---

東京都は、保存管理計画を踏まえ、都立庭園の保存や修復、復元等に取り組んできた。

今後は、本計画等に沿って、各庭園独自の追体験手法を交えた活用方策や整備を検討し、取り組んでいく。その際には、文化財庭園にふさわしい観賞が可能な空間を維持するために、来園者の動向を把握してオーバーユース等を検証し、保存と活用の均衡に配慮して柔軟で適切な管理運営を進める。

あわせて、東京都は、関係部署や地元自治体等との連携を深め、文化財庭園の魅力をより多くの都民に伝え、理解と共感を得ていくことで、都立庭園を次世代に継承していく。





**IV 都立庭園の保存活用に関する手続き**

文化財保護法等に基づく保存管理に係る諸手続きを以下に整理する。なお、文化財保護法、同法施行令及び規則の関係する部分については、原文（抜粋）を附属資料に掲載する。

**1. 管理・保護に関する手続き**

文化財保護法、同法施行令及び規則並びに東京都文化財保護条例、同条例施行令及び規則に記載されている管理・保護に関する主な諸手続きを表 4-1～3 に示す。

表 4-1 文化財保護法「史跡名勝天然記念物」の維持管理に関する諸手続き

事 項	手続	期限	根拠法令	規則等
滅失、き損等	届出	10 日 以内	法第 118 条、第 120 条、第 172 条第 5 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 6 条
土地の所在、地番、地目、地積の異動	届出	30 日 以内	法第 115 条第 2 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 7 条
現状変更	許 可 申 請	—	法第 125 条第 1 項	文化財保護法施行令第 5 条第 4 項 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条
復旧	届出	30 日前 まで	法第 127 条第 1 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第 1 条、第 2 条、第 3 条
	報告	遅滞なく		
管理、修理等に関する技術的指導	依頼	—	法第 118 条、第 120 条	国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第 3 条

## 東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）

表 4-2 文化財保護法「重要文化財」の維持管理に関する諸手続き

事 項	手続	期限	根拠法令	規則等
文化財の滅失、 毀損	届出	10 日 以内	法第 33 条	国宝・重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第 6 条
現状変更	許可申請終了 の報告	—	法第 43 条第 1 項	国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第 1 条、第 2 条、第 7 条第 1 項第 2 項 文化財保護法施行令第 5 条第 3 項
管理・修理等に関する技術的指導	依頼	—	法第 47 条第 4 項	国宝・重要文化財等の管理・修理等に関する技術的指導に関する規則第 1 条

表 4-3 東京都文化財保護条例「史跡旧跡名勝天然記念物」の維持管理に関する諸手続き

事 項	手続	期限	根拠法令	規則等
滅失、き損等	届出	速 や かに	条例第 8 条、第 36 条	東京都文化財保護条例施行規則第 9 条、様式第 10 号
現状変更	許 可 申請	—	条例第 14 条、第 36 条、第 57 条	東京都文化財保護条例施行規則第 13 条、様式第 12 号、第 25 条
修理	届出	予め	条例第 15 条、第 36 条	東京都文化財保護条例施行規則第 15 条、様式第 15 号

## 2. 現状変更等に関する手続き

文化財保護法（以下、「法」という。）第 125 条の規定により、特別史跡名勝又は史跡名勝に指定されている文化財庭園においては、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を行おうとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないこととされている。

### (1) 現状変更等の取扱基準

国は、特別史跡名勝又は史跡名勝の本質的価値の顕在化を図り、その適切な保存と活用を目的として実施する以下の整備事業以外の現状変更等については、原則として許可しないこととしている。都においてもこれに準ずるものとする。

- ① 客観的で信頼性のある復旧（修理）
- ② 適切な保存のために必要とされる最小限の保存・管理施設の設置
- ③ 適切な活用のために必要とされる最小限の防災施設等の設置

#### IV 都立庭園の保存活用に関する手続き

- ④ 適切な活用のために必要とされる最小限の公開活用施設又は便益施設等の設置
- ⑤ 適切な保存と活用のために必要とされる環境基盤の整備
- ⑥ 上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

法第 125 条ただし書きには、現状変更等について、以下の場合を除き文化庁長官の許可を受けなければならないこととされている。

- ① 維持の措置（※）
- ② 非常災害のために必要な応急措置をとる場合
- ③ 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

(※)「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第 4 条に、以下のように規定されている。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

各庭園の日常の維持管理作業は、文化財としての価値を維持するうえで必要不可欠な行為である。これらの作業は、「維持の措置」の範囲として、以下の①から⑥に列記し厳正に運用する。

庭園内の石碑の拓本調査は、法第 125 条ただし書きにおける「影響の軽微である場合」に該当するものとし、現状変更許可申請は必要としない。

ただし、①湿式のみとし、乾式は認めない。②区教育委員会学芸員の立会（指導）を求める。また、石碑のレプリカ（型取り）を作成する場合には、文化庁長官の許可を必要とする。

##### ① 植物管理

- a. 草本類の管理（芝刈、草刈、笹刈、除草、同一種による植替え・補植、株分け等）
- b. 整枝剪定、刈込みなどの樹木の手入れ。
- c. 安全管理のために行う支障木・枯損木等の伐採、枯枝の除去。
- d. 遺構や石積等の構造物に影響を及ぼす、実生木や支障木の除去。
- e. 庭園景観及び主要な景観木や景観林の支障となる樹木の除去。

##### 【取扱細目】

- ・処理において地形の変更を伴わないもの。
- ・処理において周辺の建築物及び構造物等に影響を与えないもの。
- ・処理において抜根を伴わず、地表面や地下部分に影響を与えないもの。
- ・処理の対象が重要な植物（役木や由来木等）ではないもの。
- ・安全管理上必要となる、支障木・枯損木・支障枝・枯枝の除去で、その都度行うもの。

## 東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）

### ② 工作物の維持補修

- a. 管理運営上必要な囲い柵・外柵・ロープ柵・仕切柵・竹垣・板垣等で、同質材料かつ同規模の更新。
- b. 管理運営上必要な案内板・制札板・誘導標識・解説板等の表示板の更新。
- c. 管理運営上必要なベンチ・縁台・ゴミ箱・水飲み等の小規模工作物の維持補修。
- d. 管理運営上必要な柵、頬杖・控木ほか支柱等、周期的に行う小規模工作物の維持補修。
- e. 管理運営上必要な集水桝類、側溝、ハンドホール等の小規模工作物の維持補修。

### ③ 管理運営施設の維持補修

- a. 集会用建築物の建具・畳・襖・壁クロス材・床保護材等の張替え及び修繕。
- b. 建築物及び構造物の落書き消し、かき疵の補修等の小規模な修繕。
- c. 建築物及び構造物の同一壁面又は同一屋根面における同一素材部分の塗装又は屋根材の修繕等。
- d. 事務所・倉庫・集積所等の建築物の内装及び屋内諸設備の補修及び修繕。

#### 【取扱細目】

- ・文化財指定にかかる庭園の構成要素たる建築物、復元された建築物や構造物を除く。
- ・利活用において当該施設に期待される最低限の質や雰囲気を維持するために行う修繕。
- ・汚れ、キズ、老朽などの周期的又は応急的な補修。
- ・管理施設として位置づけられる建築物の補修。

### ④ 地表面・園路の維持補修

- a. 未舗装の園路又は広場における水たまりなどの地形の改変を伴わない埋戻し及び不陸の整正。
- b. 地形の改変を伴わない、シガラ柵・土留柵等の応急措置で、表土流失を一時的に抑えるために緊急を要するもの。
- c. 石積・石組・階段・園路等に二次的に堆積した土砂の、地形の改変を伴わない除去。
- d. 園路（階段）の構造や素材、デザインの変更を伴わない、現状に復するための打替え、補修。
- e. 園路に附帯する縁石や側溝等の、構造変更を伴わず現状に復するための補修。
- f. 流れ、枯山水、州浜等の、ごろた石やぐり石の定期的な「ぐり返し」。

#### 【取扱細目】

- ・整備修復事業が行われるまでの間、現状を悪化させないための応急措置。
- ・公開に伴い、安全管理の予防措置として行う性格が強いもので、地表及び地下部分に影響を及ぼさないもの。

### ⑤ 池泉・流れ

- a. 池泉及び流れに堆積した落ち葉や塵芥等のすくい上げ。
- b. 水循環設備保守のために設置した落ち葉、塵芥の吸い込み防止仮柵の更新。

#### IV 都立庭園の保存活用に関する手続き

- c. 老朽、欠落した護岸材による漏水、溢水を防止するために行う応急措置。

##### 【取扱細目】

- ・池底や遺構に影響を与えず、底質上に溜まった塵芥等の除去（しゅん濇除く）で清掃に類するもの。
- ・水質と流水維持のために行う、落ち葉、塵芥止めの仮柵であって、既に許可を受けたものの老朽に伴う更新。

##### ⑥催物に伴う仮設物の設置

- a. 定例行事として行われる催物で、仮設物の位置・規模・数量が変わらず、かつ設置及び撤去の際に土地の形状に変更が生じないもの。
- b. 仮設物の位置が庭園観賞の妨げにならず、形状や色彩が庭園の雰囲気にも悪影響を及ぼさないもの。
- c. こも巻き、正月飾りなどのほか、催物期間内に設置される装飾のための植栽。

##### 【取扱細目】

- ・定着（概ね3年以上）した催事であること。
- ・企画内容、規模、位置などが毎年同じであり、土地の形状に変更がないもの。
- ・以前から行われてきた庭園独自の庭技やあしらい物などの仮設設置。
- ・準備開始から撤去終了までの期間が概ね3箇月を超えない催事で、地表及び地下部分に影響を及ぼさないもの。

平成 29 (2017) 年 3 月発行

登録番号 (28) 110

東京都における文化財庭園の保存活用計画 (共通編)

編集・発行 東京都建設局公園緑地部公園建設課

東京都新宿西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03 (5320) 5384